

衆院憲法審

国民投票法 初の質疑

改正案 自民は早期採決提案

衆院憲法審査会は26日、憲法改正の是非を問う国民投票の利便性を公選法とそろえる国民投票法改正案をめぐり初の質疑を行った。

質疑では自民党が早期採決を提案し、公明、国民民主両党が同調したほか、日本維新の会は質疑打ち切りと採決を求める動議を出した。立憲民主党は採決に慎重な姿勢を示した。

同改正案は平成30年6月の提出以降、一部野党の反

対で実質審議が見送られてきた。

質疑で与党筆頭幹事を務める自民党の新藤義孝元総

務相は「内容に異論のないものが、8国会を経て採決に至らない状態を誠に憂う」と述べた上で「可及的



国民投票法

憲法改正について国民の賛否を問う投票の手続きを定めた法律で、正式名称は「日本国憲法の改正手続に関する法律」。今国会で審議中の改正案は、駅や商業施設への「共通投票所」の設置▽期日前投票所の時間設定の弾力化▽洋上投票の対象を18歳以上の航海実習生に拡大▽災害時に投票日を延期する際の告示期限の見直し―など7項目を盛り込んでいる。平成28年に成立した改正公選法に定められており、有権者の利便性を高め、投票機会の拡大を図る狙いがある。

速やかに採決に移るようお願いしたい」と強調した。公明党の北側一雄副代表も「速やかな成立が国会の責務だ」と訴えた。

立民の奥野総一郎氏はテレビCMの量的規制やインターネット広告の規制が必要だと主張し「腰を落ち着けて議論を進め、(国民投票法の)抜本改正を目指すべきだ」と採決に慎重な姿勢を示した。共産党と社民党は採決に反対した。

新藤氏は散会后、12月3日にも審査会を開く日程で与野党が合意したと記者団に語った。だが、今国会は同5日までで、会期中の成立は事実上不可能となっている。(5面に関連記事)